

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書

「障害者基本法」第3条第3項において「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の確保が図られること。」と定められている。また、同法第22条においては、国及び地方公共団体に対し、障がい者の情報取得や意思疎通を図ることができるようにするため、必要な施策を講じる事を義務づけていることから、手話が音声言語と同様な言語であることを広く国民に示し、日常生活、就労、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが万遍なく保障される環境整備に国として取り組むことが必要であると考えます。

よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講じるよう強く要望する。

記

手話が音声言語と同様な言語であることを広く国民が理解し、習得できるように環境の整備を行うことを盛り込んだ「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月30日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、